

陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集

防衛省では、将来自衛官として技術分野で活躍する高等工科学校生徒の採用試験を実施します。

■受験資格／平成27年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子
(中学校卒業者又は卒業見込者)

■試験日(一次)・会場／平成27年1月24日(土)・自衛隊稚内地域事務所

■試験内容／中学校卒業程度5教科 択一式(マークシート)、作文

■募集締切／平成27年1月9日(金)

■採用／平成27年4月上旬

■概要／普通科高校と同等の教育を隊内で日中に受けるとともに、機械・情報工学等の専門教育、防衛基礎学を学び、3年修了時に高等学校卒業資格を得て自衛官に任用されます。なお、給与の代わりに手当が支給されます。

■その他／推薦試験もあり。細部は問い合わせてください。

問い合わせ先 自衛隊稚内地域事務所 電話 0162-23-2721
総務課 総務グループ 電話 5-1111・告知端末機 5-8811

固定資産税の家屋に係る手続きについて

○家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を提出してください。現地確認を行った後、家屋の滅失処理をすることにより、次年度より課税されなくなります。

○家屋の所有者が変更した場合

「家屋名義変更届」を提出してください。なお、登記されている家屋については、所有権移転登記をすることにより、家屋名義変更届の提出が不要となります。

○留意事項

- ・ 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月1日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることになります。反対に、1月1日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・ 住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が上がる場合があります。
- ・ 各種手続き等について、不明な点がございましたら、会計課財政グループ税務担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

会計課 財政グループ税務担当

☎ 5-1113 (会計課直通) 告知端末機 5-8813